

社団法人 粉体粉末冶金協会定款

昭和33年5月	任意団体として成立	昭和49年8月28日	文部大臣一部変更認可
昭和35年4月12日	文部大臣許可	昭和51年10月29日	文部大臣一部変更認可
昭和38年8月17日	文部大臣一部変更認可	昭和53年7月10日	文部大臣一部変更認可
昭和39年5月14日	文部大臣一部変更認可	昭和55年7月18日	文部大臣一部変更認可
昭和40年9月16日	文部大臣一部変更認可	昭和58年3月4日	文部大臣一部変更認可
昭和42年5月1日	文部大臣一部変更認可	昭和63年12月26日	文部大臣一部変更認可
昭和46年3月20日	文部大臣一部変更認可	平成3年12月13日	文部大臣一部変更認可
昭和47年10月31日	文部大臣一部変更認可	平成7年7月25日	文部大臣一部変更認可
昭和49年8月20日	文部大臣一部変更認可	平成12年3月1日	文部大臣一部変更認可

第 1 章 総 則

第1条 この法人は、社団法人粉体粉末冶金協会（以下本会という）という。

第2条 本会は、事務所を京都市左京区下鴨森本町15番地 財団法人生産開発科学研究所内におく。

第3条 本会は、理事会の決議を経て必要の地に支部をおくことができる。

第 2 章 目的および事業

第4条 本会は、粉体・粉末冶金に関する研究の連絡提携および促進をはかり、もって学術の発達および技術の向上に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 粉体・粉末冶金に関する研究発表会、学術講演会、講習会、展示会および見学会等の開催
2. 粉体・粉末冶金に関する研究および調査
3. 粉体・粉末冶金に関する技術の試験研究
4. 内外の学術関係団体との連絡および提携
5. 学会誌および学術図書の刊行
6. 粉体・粉末冶金に関する優秀な研究業績の表彰
7. その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人。
2. 特別会員 本会の事業を後援する団体。
3. 維持会員 本会の事業維持を特に後援する団体。
4. 名誉会員 粉体・粉末冶金に関する学術の発達に功績のあったもので総会の決議をもって推薦するもの。

第7条 会員になろうとするものは、入会金および会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦されたものは、入会の手続を要せず本人の受諾をもって会員となる。

第8条 会員は、本会が刊行する機関誌および図書の優先的配布を受けることができる。

第9条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

1. 退 会
2. 禁治産および準禁治産の宣告
3. 死亡および失踪宣告
4. 除 名

第10条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

1. 会費を滞納したとき
2. 本会の会員としての義務に違反したとき
3. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき

第12条 本会の入会金および会費は、別に定める。

- 2 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。
- 3 既納の入会金および会費その他の納金は、いかなる事由があっても返還しない。

第 4 章 役員および職員

第13条 本会には次の役員を置く。

理事 20名以上30名以内（うち会長1名、副会長5名とし、必要により常務理事1名を置くことができる）

監事 3名以上5名以内

第14条 理事および監事は、総会でこれを選任し、会長、副会長および常務理事は理事の互選により定める。

第15条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長の指揮を受け日常の業務を統轄処理する。

第16条 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

第17条 監事は、民法第59条の職務を行う。

第18条 本会の役員の仕事は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員の仕事は、前任者または現在者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任満期後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても総会および理事会の議決により、会長がこれを解任することができる。

第19条 本会は、評議員60名以上90名以内をおく。

- 2 評議員は、会員のうちから総会で選任する。
- 3 評議員には、第18条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第20条 評議員は、評議員会を組織してこの定款に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認める事項について助言する。

第21条 本会に代議員90名以上130名以内を置く。

- 2 代議員をもって民法上の社員とする。
- 3 代議員は、役員および評議員をもってこれにあてる。

第22条 本会の事業を遂行するため、必要があるときは分科会をおくことができる。

- 2 分科会は、それぞれの分科会の目的に賛同する会員で構成する。
- 3 分科会に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

第23条 本会の事務を処理するため、職員をおくことができる。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は有給とする。

第24条 本会には、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第 5 章 会 議

第25条 理事会は、毎年2回会長が召集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を召集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

1. 総会において議決すべき事項
2. 本会の業務に関する重要事項で会長が必要と認めた事項

第28条 評議員会は、会長もしくは理事会が必要と認めたとき、または評議員現在数の5分の1以上から会議の目的を示して請求のあったときは、会長がこれを召集する。

2 評議員会の議長は、会長とする。

3 評議員会には第26条の規定を準用する。この場合において、第26条の「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

第29条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後、3箇月以内に会長が召集する。

2 臨時総会は、理事または監事が必要と認めたとき、いつでも召集することができる。

第30条 会長は、社員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を召集しなければならない。

第31条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議のつど社員の互選で定める。

第32条 総会の召集は、少なくとも14日以前にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

2 会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

第33条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

1. 事業計画および収支予算についての事項
2. 事業報告および収支決算についての事項
3. 財産目録についての事項
4. その他理事会および評議員会において必要と認めた事項

第34条 総会は、社員現在数の過半数以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

第35条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第36条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

第37条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

第 6 章 資産および会計

第38条 本会の資産は、次のとおりとする。

1. 本会設立当初粉末冶金技術協会から継承した別紙財産目録記載の財産
2. 入会金および会費
3. 資産から生ずる果実

4. 寄付金品

5. その他の収入

第39条 本会の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金品であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

第40条 本会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、会長が保管する。

第41条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

第42条 本会の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

第43条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、会長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第44条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後3箇月以内に会長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会、評議員会および通常総会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。

第45条 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会および評議員会の議決ならびに総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第46条 収支予算で、定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第47条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 7 章 定款の変更ならびに解散

第48条 この定款は、理事会、評議員会および総会においておのおのの3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第49条 本会の解散は、理事会、評議員会および総会においておのおのの4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第50条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会、評議員会および総会においておのおのの4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

第 8 章 補 則

第51条 この定款施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。